

独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文 目次

一	公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六十二号）	1
二	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）	4
三	元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）	5
四	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	6
五	住宅融資保険法施行令（昭和三十年政令第三百三十二号）	7
六	地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）	8
七	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	10
八	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第八十九号）	11
九	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	12
十	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	13
十一	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）	14
十二	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	17
十三	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）	20
十四	国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）	21
十五	独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）	22
十六	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）	23
十七	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令（平成十八年政令第二百七号）	25
十八	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）	26
十九	住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）	27
二十	新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	33
二十一	独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）	34
二十二	行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）	35

二十三	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）	36
二十四	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	39
二十五	勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	41
二十六	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）	50
二十七	新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）	59
二十八	産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第三百十三号）	60
二十九	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）	62
三十	財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）	65
三十一	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	68
三十二	外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）	70
三十三	破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第四百四号）	71
三十四	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）	72
三十五	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）	73
三十六	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）	76
三十七	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	77
三十八	財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）	78
三十九	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	80
四十	財務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十九号）	82
四十一	国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）	84

改正案	現行
<p>（国庫納付金の計算）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が、毎事業年度、国民生活金融公庫法第二十二條第一項、農林漁業金融公庫法第二十三條第一項、中小企業金融公庫法第二十四條第一項、第五項若しくは第十項、公営企業金融公庫法第二十九條第一項又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十五條第一項の規定により国庫に納付すべき利益金の額は、当該事業年度の第一号に掲げる損益計算上の益金のうち当該公庫において該当のあるものの額の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる損益計算上の損金のうち当該公庫において該当のあるものの額の合計額を差し引いた金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。</p> <p>（削る。）</p>	<p>（国庫納付金の計算）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が、毎事業年度、国民生活金融公庫法第二十二條第一項、住宅金融公庫法第二十七條第一項、農林漁業金融公庫法第二十三條第一項、中小企業金融公庫法第二十四條第一項、第五項若しくは第十項、公営企業金融公庫法第二十九條第一項又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十五條第一項の規定により国庫に納付すべき利益金の額は、当該事業年度の第一号に掲げる損益計算上の益金のうち当該公庫において該当のあるものの額の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる損益計算上の損金のうち当該公庫において該当のあるものの額の合計額を差し引いた金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。</p> <p>イ 住宅金融公庫法第二十六條の二第一項の特別勘定の損益（同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額）を控除して計算するものとする。</p> <p>ロ 当該事業年度において住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）第十七條の六の引当金に繰り入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し入れた金</p>

一 農林漁業金融公庫 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）第十三条第一項の規定により当該事業年度において非補助小団地等土地改良事業助成基金に組み入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、同条第二項の規定による使用のため当該事業年度において取り崩した現金があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。

二 (略)

三 (略)

四 (略)

3・4 (略)

(納付金の帰属する会計)

第三条 農林漁業金融公庫法第二十三条第一項又は中小企業金融公庫法第二十四条第一項の規定による国庫納付金については、これらの規定に規定する利益金の額を農林漁業金融公庫又は中小企業金融公庫の政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額（中小企業金融公庫にあつては、中小企業金融公庫法第二十三条の二第一号に掲げる業務に係る勘定に係る政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額）に応じてあん分した額を、それぞれ一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する利益金を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額の増加又は減少があつたときは、当該増加又は減少があつた日から当該

額があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。

二 農林漁業金融公庫 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）第十三条第一項の規定により当該事業年度において非補助小団地等土地改良事業助成基金に組み入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、同条第二項の規定による使用のため当該事業年度において取りくずした現金があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

3・4 (略)

(納付金の帰属する会計)

第三条 住宅金融公庫法第二十七条第一項、農林漁業金融公庫法第二十三条第一項又は中小企業金融公庫法第二十四条第一項の規定による国庫納付金については、これらの規定に規定する利益金の額を住宅金融公庫、農林漁業金融公庫又は中小企業金融公庫の政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額（中小企業金融公庫にあつては、中小企業金融公庫法第二十三条の二第一号に掲げる業務に係る勘定に係る政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額）に応じてあん分した額を、それぞれ一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資の額は、前項に規定する利益金を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資の額の増加又は減少があつたときは、当該増加又は減少があつた日から当該

事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

3
・4
(略)

事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

3
・4
(略)

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十六（略）</p> <p>百二十七 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫</p> <p>三 四十四（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十六（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 住宅金融公庫</p> <p>三 四十四（略）</p>

三 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公団又は公庫の範囲） 第四条 法第二条第四号の政令で定める公団及び公庫は、次に掲げる公団及び公庫とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫</p>	<p>（公団又は公庫の範囲） 第四条 法第二条第四号の政令で定める公団及び公庫は、左に掲げる公団及び公庫とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び住宅金融公庫</p>

四 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国庫補助金）</p> <p>第六十六条 法第二百二十一条の規定により国が交付する補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する土地区画整理事業で国土交通大臣が指定するものについては、第六十三条第一項各号に掲げる費用の額に二分の一以内において国土交通大臣が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 国の補助、出資又は融資を受けて建設する一団地の住宅の敷地の造成を目的とするもの</p> <p>七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国庫補助金）</p> <p>第六十六条 法第二百二十一条の規定により国が交付する補助金の額は、次の各号の一に該当する土地区画整理事業で国土交通大臣が指定するものについては、第六十三条第一項各号に掲げる費用の額に二分の一以内において国土交通大臣が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 国の補助、出資若しくは融資又は住宅金融公庫の融資を受けて建設する一団地の住宅の敷地の造成を目的とするもの</p> <p>七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（保険金の支払の請求期間）</p> <p>第三条 法第七条の政令で定める期間は、一年とする。</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第三条 法第七条の政令で定める率は、貸付期間（法第二条第四号に規定する給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）一年につき一パーセントとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、</p>	<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、</p>

自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構とする。

自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構とする。

改 正 案	現 行
<p>（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第十条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第六号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第十条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第六号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構、<u>住宅金融公庫</u>、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第五条第一項の政令で定める事情）</p> <p>第五条 法第五条第一項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が三学級以上増加することとなるものとする。</p> <p>一 新築又は増築を行う年度の五月二日以降法第五条第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人住宅金融支援機構の融資により建設する住宅</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第五条第一項の政令で定める事情）</p> <p>第五条 法第五条第一項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が三学級以上増加することとなるものとする。</p> <p>一 新築又は増築を行う年度の五月二日以降法第五条第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 住宅金融公庫の融資により建設する住宅</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2511（略）</p> <p>12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用協同組合にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖繩振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用協同組合連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2511（略）</p> <p>12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用協同組合にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用協同組合連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百二 （略）</p> <p>百三 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓六十五 （略）</p> <p>六十六 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百二 （略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓六十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育</p>	<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育</p>

総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法

総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資

人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三〇五 (略)

六 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫

七〇九 (略)

源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三〇五 (略)

六 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫

七〇九 (略)

改 正 案

現 行

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）
 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、
 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）
 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、
 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（四）（略）

一（四）（略）

五 総合研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、日本司法支援センター及び独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）

五 総合研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センター

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～四 (略)

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤研究所、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正す

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一～四 (略)

五 総合研究開発機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤研究所、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正す

る法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）及び独立行政法人海上災害防止センター（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）及び独立行政法人住宅金融支援機構

5・6
（略）

る法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）及び独立行政法人海上災害防止センター（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）

5・6
（略）

十三 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本郵政公社、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本郵政公社、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。</p>

十四 国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体）</p> <p>第二条 法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>	<p>（法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体）</p> <p>第二条 法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>

十五 独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>	<p>独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日</p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路株式会社、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日</p>

本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

十七 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令（平成十八年政令第二百七号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）</p> <p>第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 沖繩振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学学園</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）</p> <p>第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 沖繩振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学学園</p> <p>二（略）</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第四十二条 削除</p>	<p>（産業労働者住宅建設資金融通の特例） 第四十二条 法第二十三条の政令で定める地域は、激甚災害により滅失した産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害の当時産業労働者が居住していたものの当該激甚災害による滅失戸数が著しく多い都道府県の区域で財務大臣及び国土交通大臣が定めるものとする。 2 前項の区域は、財務大臣及び国土交通大臣が告示する。 3 法第二十三条の政令で定める日は、激甚災害の指定があつた日とする。</p>

改 正 案

現 行

<p>（形式及び発行方法）</p> <p>第一条 沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、募集の方法により発行する。</p> <p>2 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第七条の十六第三号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行する住宅宅地債券（以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。</p> <p>3 住宅宅地債券（区分所有者団体引受住宅宅地債券に該当するものを除く。）は、割引の方法により発行する。</p> <p>（債券総額払込み前の新たな住宅宅地債券の発行）</p> <p>第二条 沖繩振興開発金融公庫（以下「発行者」という。）は、前に募集した住宅宅地債券の総額の払込み前でも、更に住宅宅地債券を発行することができる。</p> <p>（割当て）</p> <p>第四条 発行者又は発行者から住宅宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅宅地債券積立者に住宅宅地債券を割り当てなければならない。</p> <p>2 前項の住宅宅地債券積立者とは、沖繩振興開発金融公庫法（昭</p>	<p>（形式及び発行方法）</p> <p>第一条 住宅金融公庫住宅宅地債券及び沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、募集の方法により発行する。</p> <p>2 住宅宅地債券（沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては、沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第七条の十六第三号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行するものに限る。以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。</p> <p>3 沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券（区分所有者団体引受住宅宅地債券に該当するものを除く。）は、割引の方法により発行する。</p> <p>（債券総額払込み前の新たな住宅宅地債券の発行）</p> <p>第二条 住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫（以下「発行者」という。）は、前に募集した住宅宅地債券の総額の払込み前でも、更に住宅宅地債券を発行することができる。</p> <p>（割当て）</p> <p>第四条 発行者又は発行者から住宅宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅金融公庫住宅宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅宅地債券積立者に、沖繩振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては沖繩振興開発金融公庫に係る住宅宅地債券積立者に、住宅宅地債券を割り当てなければならない。</p> <p>2 前項の住宅宅地債券積立者とは、住宅金融公庫法（昭和二十五</p>
--	--

和四十七年法律第三十一号)第二十七条第四項に規定する者で一定の住宅宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他住宅宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(区分所有者団体引受住宅宅地債券の利札が欠けている場合)
第八条の二 (略)

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、発行者は、これに応じなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第十条 この政令において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

附 則

1 (略)

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	沖繩振興開発	沖繩振興開発金融公庫住宅
	金融公庫住宅	地債券及び都市再生機構宅地

年法律第百五十六号)第二十七条の三第四項に規定する団体又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第四項に規定する者で、一定の住宅宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他住宅宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(区分所有者団体引受住宅宅地債券の利札が欠けている場合)
第八条の二 (略)

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第十条 この政令において、主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣、沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、住宅金融公庫にあつては国土交通省令・財務省令、沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令とする。

附 則

1 (略)

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	及び沖繩振興	、沖繩振興開発金融公庫住宅
	開発金融公庫	宅地債券及び都市再生機構宅

3 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第八条の規定により住宅金融支援機構住宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び住宅金融支援機構住宅地債券
第一条第二項	住宅地債券	沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第八条に規定する旧住宅地債券引受者（同法附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項に規定する団体であるものに限る。）が引き受けるべきものとして発行する住宅金融支援機構住宅地債券（
第二条	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人住宅金融支援機構
第四条第一項	住宅地債券積立者	沖縄振興開発金融公庫住宅地債券にあつては沖縄振興開発金融公庫に係る住宅地債券積立者に、住宅金融支援機

<p>第十条</p>	<p>第四条第二項</p>	
<p>内閣府令・財務省令</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>その選定</p>
<p>内閣府令・財務省令 沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令、独立行政法人住宅金融支援機構にあつては国土交通省令・財務省令</p>	<p>内閣総理大臣及び財務大臣、独立行政法人住宅金融支援機構にあつては国土交通大臣</p>	<p>沖繩振興開発金融公庫による選定</p>
<p>発行者が選定したもの</p>	<p>沖繩振興開発金融公庫が選定したもの又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第八条に規定する旧住宅地債券引受者</p>	<p>構住宅地債券にあつては独立行政法人住宅金融支援機構に係る住宅地債券積立者に</p>

改 正 案	現 行
<p>（造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者）</p> <p>第九条 法第三十二条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転につき、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定の適用を受ける者</p>	<p>（造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者）</p> <p>第九条 法第三十二条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転につき、<u>住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三十五条第一項若しくは第四項若しくは第三十五条の二第一項若しくは第三項又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項</u>において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項若しくは第三十五条の二第一項の規定の適用を受ける者</p>

改正案				現行			
別表（第一条、第二条、第十条関係）							
名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
(削る。)	(削る。)	(削る。)	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）	資本金	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表（第一条、第二条、第十条関係）							
名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法	登記事項	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
(削る。)	(削る。)	(削る。)	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）	資本金	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p>二（略）</p> <p>五 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>六（略）</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>二（略）</p> <p>五 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（国等の定義）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行</p>	<p>（国等の定義）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行</p>

政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機

政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機

構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構

二〇四 (略)

五 沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び公営企業金融公庫

六〇八 (略)

構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

二〇四 (略)

五 沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫及び公営企業金融公庫

六〇八 (略)

改 正 案	現 行
<p>（会員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け</p> <p>八・九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用金庫にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用金</p>	<p>（会員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け</p> <p>八・九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用金庫にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用金庫連合会にあつて</p>

庫連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二（略）

は次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二（略）

改正案	現行
<p>（預貯金等の額の通知等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする勤労者に対し、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体（法第九条第一項第一号に規定する事業主団体をいう。以下同じ。）若しくは福利厚生会社（同条第三項に規定する福利厚生会社をいう。以下同じ。）が行う住宅資金（同条第一項第三号に規定する住宅資金をいう。以下同じ。）の貸付け、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付け又は法第十五条第二項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）の行う同項の住宅資金の貸付け（以下「持家資金貸付け」と総称する。）に関し、次の各号に掲げる事項を、書面により明らかにしなければならない。</p> <p>一、三（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（法第六条第四項第一号ニの政令で定める方法）</p> <p>第十四条の六 法第六条第四項第一号ニの政令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>から貸付けを受けて支払う方法</p> <p>三（略）</p>	<p>（預貯金等の額の通知等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする勤労者に対し、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体（法第九条第一項第一号に規定する事業主団体をいう。以下同じ。）若しくは福利厚生会社（同条第三項に規定する福利厚生会社をいう。以下同じ。）が行う住宅資金（同条第一項第三号に規定する住宅資金をいう。以下同じ。）の貸付け、<u>住宅金融公庫</u>若しくは<u>沖縄振興開発金融公庫</u>の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付け又は法第十五条第二項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）の行う同項の住宅資金の貸付け（以下「持家資金貸付け」と総称する。）に関し、次の各号に掲げる事項を、書面により明らかにしなければならない。</p> <p>一、三（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（法第六条第四項第一号ニの政令で定める方法）</p> <p>第十四条の六 法第六条第四項第一号ニの政令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>住宅金融公庫</u>又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>から貸付けを受けて支払う方法</p> <p>三（略）</p>

(法第六条第四項第二号への政令で定める方法)

第十四条の十三 法第六条第四項第二号への政令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法
- 三 (略)

(法第六条第四項第三号への政令で定める方法)

第十四条の二十 法第六条第四項第三号への政令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法
- 三 (略)

第三十七条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。ただし、当該貸付けに係る勤労者の住所に存することとなる住宅以外の住宅の建設又は購入に係る貸付金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。)及び当該住宅の改良に係る貸付金については、貸付基準利率を下回らない範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。

- 一 七十万円以下の金額 次のイからハまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率
- イ 当該貸付けの日から起算して二年を経過する日までの期間

(法第六条第四項第二号への政令で定める方法)

第十四条の十三 法第六条第四項第二号への政令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法
- 三 (略)

(法第六条第四項第三号への政令で定める方法)

第十四条の二十 法第六条第四項第三号への政令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法
- 三 (略)

第三十七条 転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。ただし、当該貸付けに係る勤労者の住所に存することとなる住宅以外の住宅の建設又は購入に係る貸付金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。)及び当該住宅の改良に係る貸付金については、貸付基準利率を下回らない範囲内で、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率とする。

- 一 七十万円以下の金額 次のイからハまでに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率
- イ 当該貸付けの日から起算して二年を経過する日までの期間

貸付基準利率から年二パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ロ 当該貸付けの日から起算して五年を経過する日（ハにおいて「五年経過日」という。）までの期間（イに掲げる期間を除く。） 貸付基準利率から年一パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

ハ (略)

二 (略)

2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率をいう。

3 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建設又は新築住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては三十五年以内とし、既存住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定め

貸付基準利率から年二パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率

ロ 当該貸付けの日から起算して五年を経過する日（ハにおいて「五年経過日」という。）までの期間（イに掲げる期間を除く。） 貸付基準利率から年一パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率

ハ (略)

二 (略)

2 前項の「貸付基準利率」とは、法第十一条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金又は住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の二第一項、第七項若しくは第八項の規定に基づく借入金の利率並びに雇用・能力開発債券又は住宅金融公庫財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率をいう。

3 転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建設又は新築住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては三十五年以内とし、既存住宅の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当

る基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内、当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内」とし、住宅の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。

4 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る住宅（既存住宅及び前項の住宅の改良に係る住宅を除く。）は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。

5 沖縄振興開発金融公庫の行う法第十条第二項本文の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期間並びに住宅の基準については、前各項の規定に準じて沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

第三十七条之二（略）

2 転貸貸付けに係る貸付金による住宅資金の貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けを受けた勤労者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合における当該転貸貸付けの貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の住宅資金の貸付けの条件の変更に關しては、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十八条（略）

2 第三十七条に規定するもののほか、独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の住宅資金の貸付けについての同条第三項に規定する法第九条第二項第二号の措置に準ずる措置、沖縄振興開発金融公庫が法第十条第二項本文の貸付け及び同項た

する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内、当該住宅に準ずる耐久性を有するものとして厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する住宅にあつては三十年以内」とし、住宅の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。

4 転貸貸付け又は住宅金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに係る住宅（既存住宅及び前項の住宅の改良に係る住宅を除く。）は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。

5 沖縄振興開発金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期間並びに住宅の基準については、前各項の規定に準じて沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

第三十七条之二（略）

2 転貸貸付けに係る貸付金により住宅資金の貸付けを受けた勤労者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合における当該転貸貸付けの貸付けの条件の変更に關しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

第三十八条（略）

2 第三十七条に規定するもののほか、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けについての同条第二項に規定する法第九条第二項第二号の措置に準ずる措置、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が法第十条第一項本文の貸付け及び同項ただし書の貸付けを併せて行う場合にお

だし書の貸付けを併せて行う場合における当該貸付けに係る貸付金の限度額その他独立行政法人住宅金融支援機構の行う同条第一項の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項の貸付けに関しては、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項又は独立行政法人通則法第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金及び共済組合等の借入金(第四十二条において「持家融資等のための借入金」という。)の額の当該年度の末日における残高の合計額

二 既に発行された法第十一条に規定する雇用・能力開発債券、雇用促進債券、住宅金融支援機構財形住宅債券、住宅金融公庫財形住宅債券又は沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(第四十二条において「雇用・能力開発債券等」という。)のうち当該年度の末日においてまだ償還されていないものの発行価額の合計額

附 則

(中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置)

3 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫(以下「旧公庫」という。)が

ける当該貸付けに係る貸付金の限度額その他住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の行う同項の貸付けに関しては、それぞれ住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第一項及び第三項の規定に基づく借入金、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第七項又は第八項の規定に基づく借入金、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金及び共済組合等の借入金(第四十二条において「持家融資等のための借入金」という。)の額の当該年度の末日における残高の合計額

二 既に発行された法第十一条に規定する雇用・能力開発債券、雇用促進債券、住宅金融公庫財形住宅債券又は沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(第四十二条において「雇用・能力開発債券等」という。)のうち当該年度の末日においてまだ償還されていないものの発行価額の合計額

附 則

(中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置)

3 機構又は住宅金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した転貸貸付け又は法第

昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主（第三十五条第一項第二号イ（二）に規定する中小企業の事業主をいう。附則第六項において同じ。）に雇用される勤労者（その所得が千二百万円以下である者に限る。附則第六項において同じ。）に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅（当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。）の建設又は購入（第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。）に係るもの（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 七十万円以下の金額 次のイ及びロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める率
- イ 当該貸付けの日から五年を経過する日（ロにおいて「五年経過日」という。）までの期間 第三十七条第一項第一号イに定める率以内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率
- ロ 五年経過日後の期間 貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率
- 二 七十万円を超える金額 貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

4 前項の「所得」とは、機構又は旧公庫が同項に規定する貸付けの申込みを受理した日の属する年の前年（当該申込みを受理した

十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主（第三十五条第一項第二号イ（二）に規定する中小企業の事業主をいう。附則第六項において同じ。）に雇用される勤労者（その所得が千二百万円以下である者に限る。附則第六項において同じ。）に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅（当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。）の建設又は購入（第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。）に係るもの（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 七十万円以下の金額 次のイ及びロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める率
- イ 当該貸付けの日から五年を経過する日（ロにおいて「五年経過日」という。）までの期間 第三十七条第一項第一号イに定める率以内で、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率
- ロ 五年経過日後の期間 貸付基準利率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率
- 二 七十万円を超える金額 貸付基準利率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率

4 前項の「所得」とは、機構又は住宅金融公庫が同項に規定する貸付けの申込みを受理した日の属する年の前年（当該申込みを受

日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年）における所得税法第二編第二章第一節から第三節までの規定の例に準じて算出した所得金額（退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合又は給与所得者が就職後一年を経過しない場合等において当該所得金額によることが著しく不適当である場合には、機構又は旧公庫若しくは独立行政法人住宅金融支援機構が厚生労働大臣又は国土交通大臣及び財務大臣の承認を得て定めるところにより認定した額）の合計額をいう。

5 沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前二項並びに附則第三項及び第四項」として同項の規定を適用する。

6 附則第三項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）において機構又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合するもの（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

理した日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年）における所得税法第二編第二章第一節から第三節までの規定の例に準じて算出した所得金額（退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合又は給与所得者が就職後一年を経過しない場合等において当該所得金額によることが著しく不適当である場合には、機構又は住宅金融公庫が厚生労働大臣又は国土交通大臣及び財務大臣の承認を得て定めるところにより認定した額）の合計額をいう。

5 沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前二項並びに附則第三項及び第四項」として同項の規定を適用する。

6 附則第三項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）において機構又は住宅金融公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合するもの（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。

7 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第五項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項(附則第六項において準用する場合は含む。)及び第四項」として、同項の規定を適用する。

10 復旧期間に旧事業団又は旧公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものの利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 第三十七条第一項各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上当該各号に定める率以下の範囲内で、それぞれ機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 九百九十万円を超える金額 貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

11 前項に規定する貸付金(復興住宅の補修に係るものを除く。)に対する附則第三項(附則第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第三項中「第三十七条第一項本文」とあるのは「第三十七条第一項本文及び附則第十項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第十項第一号に定める率を超

7 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第五項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項(附則第六項において準用する場合は含む。)及び第四項」として、同項の規定を適用する。

10 復旧期間に旧事業団又は住宅金融公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものの利率は、第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 第三十七条第一項各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上当該各号に定める率以下の範囲内で、それぞれ機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率

二 九百九十万円を超える金額 貸付基準利率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率

11 前項に規定する貸付金(復興住宅の補修に係るものを除く。)に対する附則第三項(附則第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第三項中「第三十七条第一項本文」とあるのは「第三十七条第一項本文及び附則第十項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第十項第一号に定める率を超

える場合にあつては、同号に定める率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする。」と、同号口中「貸付基準利率」とあるのは「附則第十項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額にあつては、附則第十項第一号に定める率に相当する率）」とする。

12 復旧期間に沖繩振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第五項及び第七項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、「前各項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十一年の規定により読み替えて適用する附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）、附則第四項及び附則第十項」として同項の規定を適用する。

13 （勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）
法附則第二条第二項の規定により機構が沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第二項本文の貸付け又は法第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二条第二項の規定に係る沖繩振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。

える場合にあつては、同号に定める率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率とする。」と、同号口中「貸付基準利率」とあるのは「附則第十項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額にあつては、附則第十項第一号に定める率に相当する率）」とする。

12 復旧期間に沖繩振興開発金融公庫が申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第五項及び第七項の規定にかかわらず、第三十七条第五項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、「前各項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十一年の規定により読み替えて適用する附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）、附則第四項及び附則第十項」として同項の規定を適用する。

13 （勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）
法附則第二条第二項の規定により機構が沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第一項本文の貸付け又は法第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二条第二項の規定に係る沖繩振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。

改 正 案

現 行

<p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の二 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める資金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十九条第一項第三号ハ又はニに掲げる者 次に掲げる資金</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 主務省令で定める規模以上の一団地の住宅の建設と併せて関連利便施設（法第十九条第二項第三号の二に規定する関連利便施設をいう。以下同じ。）の建設又は関連公共施設（同項第三号の三に規定する関連公共施設をいう。以下同じ。）の整備を必要とする場合には、当該住宅の建設に必要な資金に併せて貸し付ける場合における当該関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は当該関連公共施設の整備に必要な資金（関連公共施設の整備に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。次号ロ、第十条の三第一項及び第十條の四第一項において同じ。）</p> <p>三 （略）</p> <p>三の二 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）において土地区画整理事業（法第十九条第二項第三号の四に規定する土地区画整理事業をいう。以下同じ。）を施行する土地区画整理組合</p>	<p>（住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲等）</p> <p>第一条の二 法第十九条第一項第三号へに規定する政令で定める者は、第三号の二から第十一号までに掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める使途に充てるため必要な長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる資金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十九条第一項第三号ハ又はニに掲げる者 次に掲げる資金</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 主務省令で定める規模以上の一団地の住宅の建設と併せて関連利便施設（法第十九条第二項第三号に規定する関連利便施設をいう。以下同じ。）の建設又は関連公共施設（同様に規定する関連公共施設をいう。以下同じ。）の整備を必要とする場合には、当該住宅の建設に必要な資金に併せて貸し付ける場合における当該関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は当該関連公共施設の整備に必要な資金（関連公共施設の整備に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。次号ロ並びに第十条第三項及び第四項において同じ。）</p> <p>三 （略）</p> <p>三の二 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）において土地区画整理事業（法第十九条第二項第三号の二に規定する土地区画整理事業をいう。以下同じ。）を施行する土地区画整理組合</p>
--	--

の組合員で当該土地区画整理組合から委託を受けて土地区画整理事業に係る土地の造成を行うもの（当該土地の造成を行うために必要な資力及び信用を有することその他の主務省令で定める基準に該当する者に限る。） 前号に掲げる資金に準ずる資金

四〇七 (略)

八 沖繩において次に掲げる建築物を建設する者 その建設に必要な資金（当該建築物（ハに掲げる建築物にあつては、建替え（現に存する建築物を除却するとともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

イ 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する主務省令で定める耐火建築物等（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。ハにおいて同じ。）で過半の住宅部分を有するもの

ロ (略)

ハ 中高層耐火建築物（地階を除く階数が三以上の耐火建築物等をいう。）で相当の住宅部分を有するもの（イ及びロに掲げる建築物を除く。）

九〇十一 (略)

2 (略)

法第十九条第二項第三号の二に規定する政令で定める施設は、

の組合員で当該土地区画整理組合から委託を受けて土地区画整理事業に係る土地の造成を行うもの（当該土地の造成を行うために必要な資力及び信用を有することその他の主務省令で定める基準に該当する者に限る。） 前号に掲げる資金に準ずる資金

四〇七 (略)

八 沖繩において次に掲げる建築物を建設する者 その建設に必要な資金（当該建築物（ハに掲げる建築物にあつては、建替え（現に存する建築物を除却するとともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設する建築物と一体の建築物を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

イ 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する主務省令で定める耐火建築物等（住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二条第六号に規定する耐火建築物等をいう。）で過半の住宅部分を有するもの

ロ (略)

ハ 中高層耐火建築物（住宅金融公庫法第二条第七号に規定する中高層耐火建築物をいう。）で相当の住宅部分を有するもの（イ及びロに掲げる建築物を除く。）

九〇十一 (略)

2 (略)

次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校及び中学校（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に規定する共同調理場を含む。）並びに幼稚園
 - 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に規定する社会教育のための施設
 - 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）によるごみ処理施設
 - 五 地方公共団体が設置する庁舎
 - 六 店舗及び事務所（前号に該当するものを除く。）
 - 七 食糧、医薬品その他災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫及び耐震性貯水槽
- 4 法第十九条第二項第三号の三に規定する政令で定める施設は、道路、公園、緑地、水道、下水道、河川及び砂防設備とする。

（業務の委託）

第五条 （略）

2 法第二十条第一項前段に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。

- 一 主務省令で定める金融機関 公庫の業務（次号イからニまで及びトに掲げる業務を除く。）の一部
- 二 地方公共団体 次に掲げる業務
イ ト （略）

（業務の委託）

第五条 （略）

2 法第二十条第一項前段に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。

- 一 主務省令で定める金融機関 公庫の業務（次号イからニまで、ト及びチに掲げる業務を除く。）の一部
- 二 地方公共団体 次に掲げる業務
イ ト （略）
- チ 法第二十一条第一項の規定により住宅金融公庫の行う同項に規定する保険の業務を受託した場合における当該業務のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第十三条に規定する保険約款で定められた場合における金融機関の貸付け

チ (略)

三 前項第一号及び第二号に掲げる法人 前号イからへまでに掲げる業務

四 前項第三号に掲げる法人 次に掲げる業務

イ 法第二十一条第一項の規定により独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第一号又は第二号に規定する業務及びこれらに附帯する業務を受託した場合における次に掲げる業務

(1)・(2) (略)

ロ (略)

3 法第二十条第一項後段に規定する政令で定める業務は、前項第二号ホ及びへに掲げる業務とする。

(内閣総理大臣への権限への委任)

第九条の二 法第三十三条第一項の規定による公庫、受託金融機関等(同項に規定する受託金融機関等をいう。以下同じ。)又は受託地方公共団体(同項に規定する受託地方公共団体をいう。以下同じ。)に対する主務大臣の立入検査(受託金融機関等である第五条第一項に規定する法人又は受託地方公共団体に対するものにあつては、同条第二項第二号ホ、へ及びチに掲げる業務(同号チに掲げる業務にあつては、同号ホ及びへに掲げる業務に相当する業務に限る。)並びに融通法第十条第一項の規定により委託を受けて行う同号ホ及びへに掲げる業務に相当する業務に係るものに限る。)の権限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(賃借人の選定及び家賃)

についての調査

リ (略)

三 前項第一号及び第二号に掲げる法人 前号イからへまで及びチに掲げる業務

四 前項第三号に掲げる法人 次に掲げる業務

イ 法第二十一条第一項の規定により住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務及び同条第十三条第四号(譲り受けた貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。)に規定する業務を受託した場合における次に掲げる業務

(1)・(2) (略)

ロ (略)

3 法第二十条第一項後段に規定する政令で定める業務は、前項第二号ホ、へ及びチに掲げる業務とする。

(内閣総理大臣への権限への委任)

第九条の二 法第三十三条第一項の規定による公庫、受託金融機関等(同項に規定する受託金融機関等をいう。以下同じ。)又は受託地方公共団体(同項に規定する受託地方公共団体をいう。以下同じ。)に対する主務大臣の立入検査(受託金融機関等である第五条第一項に規定する法人又は受託地方公共団体に対するものにあつては、同条第二項第二号ホ、へ、チ及びリに掲げる業務(同号リに掲げる業務にあつては、同号ホ及びへに掲げる業務に相当する業務に限る。)並びに融通法第十条第一項の規定により委託を受けて行う同号ホ及びへに掲げる業務に相当する業務に係るものに限る。)の権限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用)

第十條 法第三十五條第一項及び第二項に規定する政令で定める資金は、第一条の二第一項第十号に定める資金とする。

2| 法第三十五條第一項に規定する政令で定める者は、第一条の二第一項第十号に掲げる者とする。

第十條 法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條第一項から第三項までの規定の準用に係るものは、第一条の二第一項第十号に掲げる資金とし、法第三十五條

第一項に規定する政令で定める者は、同号に掲げる者とする。

2| 法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條の二第一項及び第二項の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

一 第一条の二第一項第二号イに掲げる資金のうち、住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金

二 第一条の二第一項第三号に掲げる資金（新住宅市街地開発事業に係るものを除く。）

3| 法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條の三の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

一 第一条の二第一項第二号に掲げる資金のうち、幼稚園等の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しくは借地権の取得に必要な資金、関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は関連公共施設の整備に必要な資金

二 第一条の二第一項第三号に掲げる資金のうち、同号ロに規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成又は土地の造成に必要な資金を含む。次項において同じ。）又は関連公共施設の整備に必要な資金

4| 住宅金融公庫法第三十五條の二第一項の規定は第一条の二第一項第三号の二に掲げる資金につき法第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、住宅金融公庫法第三十五條の

三の規定は第一条の二第一項第三号の二に掲げる資金のうち同項第三号ロに規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

5 前項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の沖繩振興開発金融公庫住宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその沖繩振興開発金融公庫住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

6 法第三十五条第一項の規定及び第四項の規定により次の表の上欄に掲げる住宅金融公庫法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第一項	主務省令	内閣府令・財務省令
第三十五条第一項	主務大臣	内閣総理大臣及び財務大臣
第三十五条第一項	主務省令	内閣府令・財務省令
第三十五条の二第一項	同項第一号に規定する施設	居住者の利便に供する施設
	主務省令	内閣府令・財務省令
第三十五条の二第二項	主務大臣	内閣総理大臣及び財務大臣

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第十條の二 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める資金でその貸付けを受けた者が法第十九條第一項第三号ニの規定に該当する場合に係るものは、第一條の二第一項第二号イに掲げる資金のうち、住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金とする。

2| 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める資金でその貸付けを受けた者が法第十九條第一項第三号ホの規定に該当する場合に係るものは、第一條の二第一項第三号に定める資金とする。

3| 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める事業は、土地区画整理事業又は新住宅市街地開発事業とする。

4| 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める土地は、第一條の二第一項第三号ハの委託を受けて造成された土地とする。

5| 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める施設は、第一條の二第一項第三号イに規定する施設とする。

6| 法第三十五條の二第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会及び地方公共団体が財産を提供して民法第三十四條の規定により設立した法人(当該法人が財産を提供して同條の規定により設立した法人を含む。)とする。

7| 法第三十五條の二第二項に規定する政令で定める資金は、第一項及び第二項に規定する資金とする。

8| 法第三十五條の二第二項に規定する政令で定める者は、第六項に規定する者(新住宅市街地開発事業に關し法第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けた同号ホに掲げる者を除く。)とする。

第三十五條の三第一項

主務省令

内閣府令・財務省令

(幼稚園等の賃貸等)

第十条の三 法第三十五条の三第一項に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。

一 第一条の二第一項第二号に定める資金のうち、幼稚園等の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しくは借地権の取得に必要な資金、関係施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随して新たに土地又は借地権を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は関連公共施設の整備に必要な資金

二 第一条の二第一項第三号に定める資金のうち、同号ロに規定する主務省令で定める事業により建設される関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しくは借地権の取得又は土地の造成に必要な資金を含む。）又は当該事業により整備される関連公共施設の整備に必要な資金

法第三十五条の三第一項に規定する政令で定める事業は、土地区画整理事業又は新住宅市街地開発事業とする。

3| 法第三十五条の三第一項に規定する政令で定める施設並びに同条第二項において読み替えて準用する法第三十五条第二項及び第三項並びに第三十五条の二第二項に規定する政令で定める施設は、関連利便施設又は関連公共施設とする。

4| 法第三十五条の三第二項において読み替えて準用する法第三十五条の二第二項に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 関連利便施設の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得又は土地の造成を必要とする場合におけるこれらに要する費用

二 関連公共施設の整備に付随して新たに土地又は借地権の取得

を必要とする場合におけるこれに要する費用

(譲受人の選定等についての法の準用)

第十條の四 法第三十五條の二第一項の規定は第一條の二第一項第三号の二に定める資金につき法第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、法第三十五條の三の規定は第一條の二第一項第三号の二に定める資金のうち同項第三号ロに規定する主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九條第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

2 前項において準用する法第三十五條の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の沖繩振興開發金融公庫住宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその沖繩振興開發金融公庫住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

(主務大臣及び主務省令)

第十二條 この政令において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

(主務大臣及び主務省令)

第十二條 この政令(第十條第六項を除く。)において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

改 正 案	現 行
<p>第三十三条 削除</p>	<p>（権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者） 第三十三条 法第五十一条第一項第一号の政令で定める者は、同項に規定する開発誘導地区内の土地又は当該土地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第三十五条第一項若しくは第四項、第三十五条の二第一項若しくは第三項又は第三十五条の第三項の規定の適用を受ける者とする。</p>

二十八 産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第百三十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
産業労働者住宅資金融通法（以下「法」という。）第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の限度の欄及び償還期間の欄各項に掲げるとおりとする。	項	区	一 (略)	項	区	一 (略)	項
			イ (略)			イ (略)	
	ロ (略)	イ (略)	イ (略)	イ (略)	イ (略)	イ (略)	
	限度	(略)	限度	(略)	償還期間	(略)	償還期間
			二十五年内（内閣府令・財務省令で定める基準に該当する住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内）				二十五年内（主務省令（住宅金融公庫にあつては国土交通省令・財務省令、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令とする。以下同じ。）で定める基準に該当する耐久性を有する住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内）

備考 一 この表において「耐火構造の住宅」とは、 <u>建築基準法</u> （昭和二十五年法律第二百一号） <u>第二条第九号の二イ</u> に掲げる基準に適合する住宅をいう。 二 この表において「準耐火構造の住宅」とは、 <u>耐火構造の住宅</u> 以外の住宅で、 <u>建築基準法</u> <u>第二条第九号の三イ</u> 若しくは <u>口のいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅</u> として <u>内閣府令・財務省令</u> で定めるものをいう。	二 (略)			
	ハ (略)	ロ (略)	イ (略)	ハ (略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	二十五年内（ <u>内閣府令・財務省令</u> で定める基準に該当する <u>耐火性能を有する住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内</u> ）		(略)

備考 一 この表において「耐火構造の住宅」とは、 <u>住宅金融公庫法</u> （昭和二十五年法律第百五十六号） <u>第二条第四号</u> に規定する <u>耐火構造の住宅</u> をいう。 二 この表において「準耐火構造の住宅」とは、 <u>住宅金融公庫法</u> <u>第二条第五号</u> に規定する <u>準耐火構造の住宅</u> をいう。	二 (略)			
	ハ (略)	ロ (略)	イ (略)	ハ (略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	二十五年内（ <u>主務省令</u> で定める基準に該当する <u>耐火性能を有する住宅に係る貸付金にあつては、三十五年以内</u> ）		(略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学</p>	<p>附 則</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学</p>

財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政

財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立

政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三〇五 (略)

六 沖繩振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫

七〇九 (略)

三〇四 (略)

行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三〇五 (略)

六 沖繩振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫

七〇九 (略)

三〇四 (略)

改 正 案

現 行

<p>（形式）</p> <p>第一条 住宅金融支援機構財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」と総称する。）は、無記名利札付きとする。</p> <p>（財形住宅債券申込証）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 財形住宅債券申込証は、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫（以下「機構等」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 十二 （略）</p> <p>（引受け）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、振替財形住宅債券を引き受ける政府又は振替財形住宅債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構等に示さなければならない。</p> <p>（払込み）</p> <p>第六条 財形住宅債券の募集が完了したときは、機構等は、遅滞なく、各財形住宅債券についてその全額の払込みをさせなければならない。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第七条 機構等は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券</p>	<p>（形式）</p> <p>第一条 住宅金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」と総称する。）は、無記名利札付きとする。</p> <p>（財形住宅債券申込証）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 財形住宅債券申込証は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 十二 （略）</p> <p>（引受け）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、振替財形住宅債券を引き受ける政府又は振替財形住宅債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を公庫に示さなければならない。</p> <p>（払込み）</p> <p>第六条 財形住宅債券の募集が完了したときは、公庫は、遅滞なく、各財形住宅債券についてその全額の払込みをさせなければならない。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第七条 公庫は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を</p>
--	---

を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は財形住宅債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、財形住宅債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第三条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構等の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(財形住宅債券原簿)

第八条 機構等は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

2 (略)

(利札が欠けている場合の償還等)

第九条 (略)

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構等は、これに応じなければならない。

(発行の認可)

第十条 機構等は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十九条第三項又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第三項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一五 (略)

2 (略)

発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は財形住宅債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、財形住宅債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第三条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、住宅金融公庫の総裁又は沖縄振興開発金融公庫の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(財形住宅債券原簿)

第八条 公庫は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

2 (略)

(利札が欠けている場合の償還等)

第九条 (略)

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。

(発行の認可)

第十条 公庫は、住宅金融公庫法第二十七条の三第三項又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第三項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一五 (略)

2 (略)

(主務大臣)

第十一条 この政令における主務大臣は、独立行政法人住宅金融支援機構にあつては国土交通大臣及び財務大臣とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とする。

(主務大臣)

第十一条 この政令における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣とし、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とする。

改正案	現行
<p>（会員以外のものに対する資金の貸付け等）</p> <p>第三条 労働金庫が法第五十八条第四項の規定により行うことができる労働金庫の会員以外のものに対する資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該労働金庫の資金の貸付け及び手形の割引（第七号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 独立行政法人雇用・能力開発機構、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付け</p> <p>八・九 （略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p>	<p>（会員以外のものに対する資金の貸付け等）</p> <p>第三条 労働金庫が法第五十八条第四項の規定により行うことができる労働金庫の会員以外のものに対する資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該労働金庫の資金の貸付け及び手形の割引（第七号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 独立行政法人雇用・能力開発機構、<u>住宅金融公庫</u>又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付け</p> <p>八・九 （略）</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p>

12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、労働金庫にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一条に規定する資金の貸付けとし、労働金庫連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二（略）

12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、労働金庫にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一条に規定する資金の貸付けとし、労働金庫連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二（略）

改 正 案	別表（第二条関係） 一〽四（略） 五 独立行政法人住宅金融支援機構 六〽三十五（略）
現 行	別表（第二条関係） 一〽四（略） 五 住宅金融公庫 六〽三十五（略）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国庫納付金）</p> <p>第四条 公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六百六十二号）第一条（第二項第一号、第二号イ、第三号及び第四号を除く。）、第二条及び第三条第四項の規定は、法第十条第八項の規定により政令で定めるものとされる利益の計算の方法並びに国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計について準用する。</p> <p>この場合において、公庫の国庫納付金に関する政令第一条第二項第二号口中「中小企業金融公庫法第二十四条第十項」とあるのは「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第六項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第二項」と、「中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金」とあるのは「同法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国庫納付金）</p> <p>第四条 公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六百六十二号）第一条（第二項第一号、第二号、第三号イ、第四号及び第五号を除く。）、第二条及び第三条第四項の規定は、法第十条第八項の規定により政令で定めるものとされる利益の計算の方法並びに国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計について準用する。この場合において、公庫の国庫納付金に関する政令第一条第二項第三号口中「中小企業金融公庫法第二十四条第十項」とあるのは「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第六項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第二項」と、「中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金」とあるのは「同法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」と読み替えるものとする。</p>

三十四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三十八（略）</p> <p>三十九 独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p>四十 百二十六（略）</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三十八（略）</p> <p>三十九 住宅金融公庫</p> <p>四十 百二十六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重慶知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学</p>

財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政

財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立

政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二・三 (略)

四 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫

五〇七 (略)

行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二・三 (略)

四 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫

五〇七 (略)

改 正 案	現 行
<p>第三條 削除</p>	<p>（法第四十四條第一項の規定による住宅金融公庫の貸付金の限度及び償還期間）</p> <p>第三條 法第四十四條第一項の規定による住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の貸付金の一戸当たりの金額の限度は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七條第一項に規定する既存住宅の購入価額（購入価額が経過年数に応じ算定した額として公庫の認める額を超える場合においては、当該公庫の認める額）の八割に相当する金額とし、その償還期間は、二十五年以内とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ソ 商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行</p> <p>ネ ツ （略）</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構</p>	<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ソ 商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行</p> <p>ツ （略）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に関すること。</p> <p>三十六 四十五（略）</p> <p>（文書課の所掌事務）</p> <p>第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（農林漁業信用基金分科会、住宅金融支援機構分科会、通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。</p> <p>十七 十八（略）</p> <p>（政策金融課の所掌事務）</p> <p>第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫に関すること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十四（略）</p> <p>三十五 独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に関すること。</p> <p>三十六 四十五（略）</p> <p>（文書課の所掌事務）</p> <p>第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（農林漁業信用基金分科会、通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。</p> <p>十七 十八（略）</p> <p>（政策金融課の所掌事務）</p> <p>第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫に関すること。</p> <p>四（略）</p>

五 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構及びに關すること。

六〇八 (略)

九 独立行政法人評価委員会の農林漁業信用基金分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に關すること。

十 (略)

五 独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に關すること。

六〇八 (略)

九 独立行政法人評価委員会農林漁業信用基金分科会の庶務に關すること。

十 (略)

改 正 案	現 行
<p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四〇十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人評価委員会の都市再生機構分科会及び住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること（政府関係金融機関の行う投融資に関するものに限る。）。</p> <p>三〇十三 （略）</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 独立行政法人住宅金融支援機構の行う業務のうち、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第七号（合理的土地利用建築物に係る部分に限る。）の業務に関すること。</p> <p>六〇八 （略）</p>	<p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四〇十 （略）</p> <p>十一 独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会の庶務に関すること。</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること（政府関係金融機関（住宅金融公庫を除く。）の行う投融資に関するものに限る。）。</p> <p>三〇十三 （略）</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 住宅金融公庫の行う業務のうち、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第一項及び第十二項に規定するものに関すること。</p> <p>六〇八 （略）</p>

(住宅資金管理官の職務)

第二百一十一条 住宅資金管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 (略)

四 独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会の庶務に関すること。

(住宅資金管理官の職務)

第二百一十一条 住宅資金管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 (略)

改 正 案

現 行

（分科会）
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

（分科会）
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
農林漁業信用基金分科会	独立行政法人農林漁業信用基金
住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構
通関情報処理センター分科会	独立行政法人通関情報処理センター
（略）	（略）

名称	独立行政法人
農林漁業信用基金分科会	独立行政法人農林漁業信用基金
（新設）	（新設）
通関情報処理センター分科会	独立行政法人通関情報処理センター
（略）	（略）

2～6 （略）

2～6 （略）

（庶務）
 第九条 委員会の庶務は、財務省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農林漁業信用基金分科会及び住宅金融支

（庶務）
 第九条 委員会の庶務は、財務省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農林漁業信用基金分科会に係るものにつ

援機構分科会に係るものについては大臣官房政策金融課において、通関情報処理センター分科会に係るものについては関税局総務課において、造幣局分科会及び国立印刷局分科会に係るものについては理財局国庫課において、日本万国博覧会記念機構分科会に係るものについては理財局国有財産業務課において、酒類総合研究所分科会に係るものについては国税庁課税部において処理する。

いては大臣官房政策金融課において、通関情報処理センター分科会に係るものについては関税局総務課において、造幣局分科会及び国立印刷局分科会に係るものについては理財局国庫課において、日本万国博覧会記念機構分科会に係るものについては理財局国有財産業務課において、酒類総合研究所分科会に係るものについては国税庁課税部において処理する。

改正案		現行													
分科会	<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。</p>	<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。</p>	<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。</p>												
		<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構分科会</td> <td>独立行政法人住宅金融支援機構</td> </tr> </table>		名称	独立行政法人	（略）	（略）	日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>日本高速道路保有・債務返済機構分科会</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</td> </tr> </table>	名称	独立行政法人	（略）
名称	独立行政法人														
（略）	（略）														
日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構														
住宅金融支援機構分科会	独立行政法人住宅金融支援機構														
名称	独立行政法人														
（略）	（略）														
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構														
分科会	<p>2～6 （略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p>	<p>2～6 （略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p>	<p>分科会</p> <p>担当課等</p>												
分科会	<p>分科会</p> <p>担当課等</p>	<p>分科会</p> <p>担当課等</p>	<p>分科会</p> <p>担当課等</p>												

住宅金融支援機構分科会	日本高速道路保有・債務返済機構分科会	(略)
住宅局住宅資金管理官において処理する。	。道路局総務課において処理する。	(略)

日本高速道路保有・債務返済機構分科会	(略)
。道路局総務課において処理する	(略)